

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都足立区西新井五丁目35番13号

氏名 株式会社やまたけ
代表取締役 山口 大介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 4年 7月29日

許可の有効年月日 令和11年 7月28日

複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(*)、廃油、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (#1)、
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (*) (#1)、鋳さい、
がれき類 (*)、ばいじん 以上13種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類
以上7種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県三郷市上彦名字新田堀外522番の一部、523番の一部 以上2筆
(面積1,956.68㎡)

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる施設及び場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 4年11月 9日	指令廃対第859号	新規許可
平成16年 3月 9日	指令廃指第4410号	変更許可 (「取り扱える」品目の追加)
平成19年 1月23日	指令廃指第1319号	変更許可 (「積替え保管できる」品目の追加及び事業場面積の縮小)
令和元年 4月18日	指令越環第965号	更新許可
令和 4年 7月29日	指令越環第261号	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類	36.0m ²	3.0m (屋外)	36.0m ³
廃プラスチック類 以上1種類	11.0m ²	1.5m (屋外)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	1.8m ²	1.3m (屋外)	1.2m ³ (1.2m ³ 鉄箱×1個)
木くず 以上1種類	11.0m ²	1.5m (屋外)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
繊維くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	1.8m ²	1.3m (屋外)	1.2m ³ (1.2m ³ 鉄箱×1個)
がれき類 以上1種類	11.0m ²	1.5m (屋外)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
紙くず、木くず、繊維くず (いずれも再生利用不可能なものに限る。） 以上3種類	11.0m ²	1.5m (屋外)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)

(以下余白)